

流山市介護保険サービス事業者等指導及び監査実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第23条、第42条第4項、第42条の3第3項、第45条第8項、第47条第4項、第49条第3項、第54条第4項、第54条の3第3項、第57条第8項、第59条第4項、第76条第1項、第76条の2第5項、第77条第2項、第78条の7第1項、第78条の9、第78条の10、第83条第1項、第83条の2、第84条、第90条第1項、第91条の2第5項、第92条第2項、第100条第1項、第103条第5項、第104条第2項、第114条の2第1項、第114条の5、第114条の6第2項、第115条の7第1項、第115条の8第5項、第115条の9第2項、第115条の17第1項、第115条の18、第115条の19、第115条の27第1項、第115条の28、第115条の29、第115条の45の7第1項、第115条の45の8及び第115条の45の9並びに健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法（以下「平成18年旧介護保険法」という。）第112条、第113条の2及び第114条並びに流山市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（平成27年3月31日制定。以下「総合事業実施要綱」という。）第10条の規定に基づき、市が指導対象事業者に対して行う指導及び監査対象事業者に対して行う監査その他これに関する事項について、法及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、法及び施行規則並びに介護保険施設等指導指針（「介護保険施設等の指導監督について（通知）」（令和4年3月31日老発0331第6号厚生労働省老健局長通知。以下「指導監督通知」という。）別添1）、介護保険施設等監査指針（指導監督通知別添2）、介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者等監査指針（「介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者等の指導監督について」（平成27年3月31日老発0331第8号厚生労

働省老健局長通知。以下「総合事業指導監督通知」という。)別添1。以下「指定事業者等監査指針」という。)及び介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業者の指導等ガイドライン(総合事業指導監督通知別添2。以下「指導ガイドライン」という。)に定めるもののほか、次の各号に定めるところによる。

- (1) 指導対象事業者 法第23条に規定する照会等対象者及び第一号事業支給費の支給を受ける者若しくは当該第一号事業支給費の支給に係る第一号事業を担当する者又はこれらの者であった者をいう。
- (2) 監査対象事業者 次に掲げる者をいう。
 - ア 法第42条第4項に規定する居宅サービス等を担当する者等
 - イ 法第42条の3第3項に規定する地域密着型サービス等を担当する者等
 - ウ 法第45条第8項及び第57条第8項に規定する住宅改修を行う者等
 - エ 法第47条第4項に規定する居宅介護支援等を担当する者等
 - オ 法第49条第3項に規定する施設サービスを担当する者等
 - カ 法第54条第4項に規定する介護予防サービス等を担当する者等
 - キ 法第54条の3第3項に規定する地域密着型介護予防サービス等を担当する者等
 - ク 法第59条第4項に規定する介護予防支援等を担当する者等
 - ケ 介護保険施設等監査指針第1におけるサービス事業者等
 - コ 指定事業者等監査指針第1における指定事業者等

(指導及び監査方針)

第3条 指導対象事業者に対する指導方針は、介護保険施設等指導指針第2に規定する内容とする。

2 監査対象事業者に対する監査方針は、介護保険施設等監査指針第2及び指定事業者等監査指針第2に規定する内容とする。

(指導形態等)

第4条 指導の形態は、次に定めるとおりとする。

- (1) 集団指導 原則として、市長が指定の権限を持つ指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定地域密着型介護

予防サービス事業者、指定介護予防支援事業者及び指定事業者（以下「市区町村指定サービス事業者」という。）が所管する本市所在の事業所の管理者に対し、介護給付等対象サービスの取扱い、介護報酬請求の内容、制度改正内容及び高齢者虐待事案をはじめとした過去の指導事例等に基づく指導の内容について、年1回以上、一定の場所に集めて講習等の方法により行うもの。

(2) 運営指導 次のア～ウの内容について、原則、実地により行う。

また、市が単独で行うものを「一般指導」とし、千葉県知事及び市が合同で行うものを「合同指導」とする。

ア 介護サービスの実施状況指導

個別サービスの質（施設・設備や利用者等に対するサービスの提供状況を含む）に関する指導

イ 最低基準等運営体制指導

基準等に規定する運営体制に関する指導（ウに関するものを除く。）

ウ 報酬請求指導

加算等の介護報酬請求の適正実施に関する指導

（指導対象）

第5条 指導は、全ての指導対象事業者を対象とする。ただし、効率的な指導を行う観点から、その選定については次に掲げる選定基準に基づいて実施することができる。

(1) 集団指導の選定基準 介護給付等対象サービスの取扱い、介護報酬請求の内容、制度改正内容、高齢者虐待事案をはじめとした過去の指導事例等に基づく指導内容に応じて選定する。

(2) 運営指導の選定基準 次の各号に掲げる基準のいずれかに該当する指導対象事業者のうち、原則として、本市所在の市区町村指定サービス事業者から選定する。

ア 新たに指定又は許可した日から1年を経過する者

イ 指定又は許可の有効期間の残存期間が1年未満である者。ただし、認知症対応型共同生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護においては、指定又は許可の有効期間の残存期間が1年以上3年未満となった場合も選定可能とする。

ウ 市民等から苦情又は相談等があり、特に運営指導を要すると認

める者

(3) 合同指導 合同指導は、一般指導の対象とした介護保険施設等の中から選定する。

2 市は、都道府県又はその他の市区町村が運営指導を行った指導対象事業者については、当該実施日の属する指定の有効期間を満了するまでの間、市が実施する一般指導を省略するものとする。

3 市は、都道府県と互いに連携を図り、必要な情報交換を行うことで適切な指導の実施に努めるものとする。

(指導の重点項目)

第6条 指導は、その実施形態に応じ、それぞれ次に掲げる事項を中心に行うものとする。

(1) 集団指導

ア 介護保険法の趣旨・目的の周知及び理解の促進

イ 指定・更新事務等の制度説明

ウ 運営指導における指導結果の説明や介護サービスの質の向上に取り組んでいる好事例等の紹介

エ 非常災害対策、労働基準法令遵守、衛生管理等、事故防止対策等の周知

オ 介護報酬請求に係る過誤・不正防止の観点から適正な請求事務指導

カ 制度改正に伴う必要な情報提供

(2) 運営指導

ア 高齢者虐待防止、身体拘束廃止等に基づく運営上の指導

イ 利用者毎のニーズに応じたケアプランに基づくサービス提供、計画の見直しまでを含む一連のケアマネジメントプロセスについての理解促進及び個別ケアの推進

ウ 介護報酬の請求等に関する事項

エ 多職種との協働によるサービス提供の実施

オ 都道府県及び市区町村が条例で定める基準の遵守

(指導の実施方法)

第7条 指導の実施方法は、指導の形態に応じ、それぞれ次に掲げるところにより行うものとする。

(1) 集団指導

ア 指導通知 指導対象となる指導対象事業者を決定したときは、当該者に対し、実施予定日の概ね1月前までに集団指導の日時、場所、出席者及び指導内容等を「集団指導の実施について（通知）」（別記第1号様式）により通知する。

イ 指導 介護給付等対象サービスの取扱い、介護報酬請求の内容、制度改正内容及び高齢者虐待事案をはじめとした過去の指導事例等について講習等の形式で行い、集団指導に欠席した指導対象事業者には、当日使用した必要書類を送付する等、必要な情報提供に努めるものとする。

（2）運営指導

ア 指導通知 指導対象となる指導対象事業者を決定したときは、当該者に対し、実施予定日の概ね1月前までに「運営指導の実施について（通知）」（別記第2号様式）により通知する。ただし、指導対象となる事業所において高齢者虐待が疑われている等の理由により、あらかじめ通知すると当該事業所の日常におけるサービスの提供状況を確認することができないと認められる場合は、指導開始時に通知するものとする。

イ 指導 運営指導は、実施予定日の2週間前までに事業規模（入所者数、居室数及び居室配置等）、併設事業所、運営方針、従事者に関する事項、介護サービスの内容に関する事項及びその他市長が必要と認める事項を記載した書類を提出させ、事前に書類審査した上、あらかじめ、実施予定日に用意するよう求めた関係書類等を提示させ、当該書類を閲覧し、実地において説明を求める等、面談方式で行うものとする。なお、施設・設備や利用者等のサービス利用状況以外の実地でなくても確認出来る内容（最低基準等運営体制指導及び報酬請求指導に限る。）の確認については、情報セキュリティの確保を前提としてオンライン等を活用することができる。

ウ 行政指導の基準 運営指導の結果、一定の作為又は不作為を求める指導及び助言については、流山市行政手続条例（平成9年法律第23号）第4章の規定に基づき、別表に定める指標に従い判断するものとする。

エ 結果通知 実施日から概ね1月を経過するまでに、「運営指導

の結果について（通知）」（別記第3号様式）により、運営指導の結果を通知するものとする。ただし、当該結果を踏まえ、監査を実施する場合は、この限りではない。

オ 報告書の提出 運営指導の結果、改善報告を要すると認められた事項について、その結果の通知日から概ね2週間を経過するときまでに、「運営指導における指摘事項の改善結果について（報告）」（別記第4号様式）により報告を求めるものとする。

カ 過誤調整 運営指導の結果、介護報酬について過誤による調整を要すると認められた場合は、報告書の提出に併せて「点検結果報告書」（別記第5号様式）により報告を求めるものとする。

第8条 削除

（監査への変更）

第9条 運営指導中に次に該当する状況を確認した場合は、運営指導を中止し、直ちに監査を行い、事実関係の調査及び確認を行うものとする。

（1）都道府県及び市区町村が条例で定める基準に従っていない状況が著しいと認められる場合又はその疑いがあると認められる場合

（2）介護報酬請求について、不正を行っているとして認められる場合又はその疑いがあると認められる場合

（3）不正の手段による指定等を受けているとして認められる場合又はその疑いがあると認められる場合

（4）高齢者虐待等により、利用者等の生命又は身体の安全に危害を及ぼしているとして認められる場合又はその疑いがあると認められる場合

（監査の選定基準）

第10条 監査の選定基準は、監査対象事業者（指定事業者等を除く。）については、介護保険施設等監査指針第3の規定を、指定事業者等については、指定事業者等監査指針第3の規定を適用する。

（監査方法等）

第11条 監査の実施方法その他これに関係する事項については、監査対象事業者（指定事業者等を除く。）については、介護保険施設等監査指針第4の規定に、指定事業者等については、指定事業者等監査指針第4の規定に準ずるものとする。

(実施状況報告)

第12条 市は、法第197条第2項の規定に基づき、監査及び行政措置の実施状況について、介護保険法第197条第2項に基づく介護保険施設等に対する介護保険法第5章の規定により行う行政処分に関する報告等について（平成28年3月30日老指発0330第1号厚生労働省老健局介護保険指導室長通知）により、厚生労働省老健局総務課介護保険指導室に報告を行うものとする。

(身分を示す証明書の様式)

第13条 法第115条の45の7第2項において準用する法第24条第3項の規定により職員が携帯すべき身分を示す証明書の様式は、別記第6号様式の定めるところによる。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年7月20日から施行するものとする。

(関係規程の廃止)

2 流山市介護保険サービス事業者等指導及び監査要領（平成21年7月10日制定）及び流山市介護保険サービス事業者等指導計画（平成29年6月16日制定）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成30年12月3日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年3月3日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年3月3日から施行する。施行の際、「実地指導」に関するものとして既に通知したものは「運営指導」に関するものとみなす。

別表（第7条関係）

	改善報告あり	改善報告なし
指導	<p>ア 次に掲げる場合に行う</p> <p>（ア）法及び都道府県又は市区町村が条例で定める基準（当該基準の解釈を定める通知等を含む）に違反した場合</p> <p>（イ）前記（ア）の基準を満たすが、不適切な取扱いが認められる場合</p> <p>イ 次に掲げる場合については、自主点検の上、必要に応じて過誤調整を行わせるものとする。</p> <p>（ア）法の委任に基づく厚生労働大臣が定める介護報酬算定の基準を1つでも満たしていない場合</p> <p>（イ）前記（ア）の基準は満たすものの、当該基準について定める通知等に即さないことにより、当該基準の趣旨を満たしていない場合</p> <p>ウ 前記ア又はイの指導（当該基準の解釈を定める通知等において、法及び都道府県又は市区町村が条例で定めていない事項に係るものは除く。）に従わないときは、必要に応じて、法律に定める権限を行使する。</p>	<p>左記のうち、報告をすることが困難である事項</p>
助言		<p>単に管理運営上の水準の向上を目的とする事項であって、指導に該当しないもの。</p>